

経済産業省から押印廃止に係る省令改正の連絡がありましたので、お知らせします。施行日は令和2年12月28日（公布日と同日）です。

○経済産業省令第九十二号
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。

一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十

二 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第五、様式第六、様式第七、様式第十、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十五、様式第二十六、様式第二十七、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十七、様式第三十八、様式第三十九、様式第四十、様式第四十一、様式第四十二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十五、様式第四十六、様式第四十七、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十五、様式第五十六、様式第五十七、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十、様式第六十一、様式第六十二、様式第六十三、様式第六十四、様式第六十五、様式第六十六、様式第六十七、様式第六十八、様式第六十九、様式第七十、様式第七十一、様式第七十二、様式第七十三、様式第七十四、様式第七十五、様式第七十六、様式第七十七、様式第七十八、様式第七十九、様式第八十、様式第八十一、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十四、様式第八十五、様式第八十六、様式第八十七、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十、様式第九十一、様式第九十二、様式第九十三、様式第九十四、様式第九十五、様式第九十六、様式第九十七、様式第九十八、様式第九十九、様式第一百

三 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第八の二
四 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）様式第二十の二
五 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第十五及び様式第十六
六 割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）様式第二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで

七 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）様式第一から様式第六まで、様式第九、様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九及び様式第三十一

八 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、様式第三十一、様式第三十三、様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三

九 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から様式第二十六まで、様式第三十及び様式第四十七

十 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）様式第一、様式第三から様式第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、様式第五十五の八及び様式第五十五の十から様式第五十五の十一の二まで

十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三十三号）様式第二十四から様式第二十七まで

十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）様式第一から様式第十五まで

十三 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）様式第一、様式第二、様式第八、様式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七

十四 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）様式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十

十五 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づき省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和五十三年通商産業省令第七十号）様式第一号から様式第四号まで

十六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六及び様式第三十八

十七 コンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）様式第一から様式第三まで、様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及び様式第三十四の十一の二

十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十六、様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十

十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、様式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六

二十 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百一十一号）様式第一から様式第六まで及び様式第八から様式第十まで

二十一 商店街振興組合法施行規則（平成十九年通商産業省令第十二号）様式第一から様式第十一まで

二十二 輸出入取引法施行規則（平成十九年通商産業省令第二十七号）様式第三から様式第八まで、様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

二十三 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年通商産業省令第八十二号）様式第一から様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十一、様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六

第二十条 次に掲げる省令の規定又は様式中「㊟」を「㊞」に改める。

一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一

二 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）第四十九条第一項及び第三項

三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項

五 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）第六条第四項、第七條第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項

第三十一条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。

一 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）様式第四から様式第七まで、様式第九から様式第十三の二まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、様式第三十五及び様式第三十八から様式第四十四まで

〔冷凍保安規則の一部改正〕

第二十八條 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十九の二、様式第十九の三、様式第二十から様式第二十三まで、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十七から様式第四十四まで、様式第四十六中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】又同「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。を附し、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十二中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十三中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第十四中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第四十七及び様式第四十八中

〔都道府県知事 印〕を「都道府県知事 印」に改め、

〔指定都市の長 印〕を「指定都市の長 印」に改め、

〔液化石油ガス保安規則の一部改正〕

第二十九條 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、様式第五十四の七及び様式第五十七中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「6」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十二中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十の二中「代表者 氏名 印」を「代表者 氏名」に改め、「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第五十八から様式第五十九まで中

〔都道府県知事 印〕を「都道府県知事 印」に改め、

〔指定都市の長 印〕を「指定都市の長 印」に改め、

〔一般高圧ガス保安規則の一部改正〕

第三十條 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十一、様式第三十二から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印す

ることに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】又同「6」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】を附し、様式第十九、様式第二十八の四及び様式第四十二中「高圧ガス保安協会」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十三中「指定保安検査機関名」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十九及び様式第六十中

〔都道府県知事 印〕を「都道府県知事 印」に改め、

〔指定都市の長 印〕を「指定都市の長 印」に改め、

〔砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正〕

第三十一條 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十四及び様式第十五中「㊦」又は「㊧」及び「2」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】又同「1」この「㊦」に代えて、署名することができる。】を附し、「記名押印」すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】を「氏名を記載すること。】に改め、様式第十中「㊦」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。】を附し、

〔砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正〕

第三十二條 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三、様式第四の二、様式第六、様式第七の二、様式第八から様式第十まで及び様式第十二中「㊦」又は「㊧」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】又同「4」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を附し、「記名押印」を「記名」に改め、様式第十四及び様式第十四中「㊦」及び「3」氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。】を附し、同様準備書を作成する。

〔ガス事業法施行規則の一部改正〕

第三十三條 ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、様式第五十六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十二及び様式第九十三中「印」及び「3」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「4」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「5」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「7」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。】「10」氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は

